

「装置型式指定規則」等の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、相互承認の推進のため、平成 10 年に「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「協定」という。）に加入し、その後、協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）を段階的に採用しているところです。

今般、「前部潜り込み防止に係る協定規則（第93号）」、「大型後部反射器に係る協定規則（第70号）」及び「前面衝突時における乗員の保護に係る協定規則（第94号）」を採用したこと、また、日本が既に採用している「再帰反射材に係る協定規則（第104号）」等の規則について、平成18年6月に開催された第139回自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、改正案が採択され本年2月2日に発効することに伴い、「装置型式指定規則」（平成10年運輸省令第66号）及び「装置型式指定実施要領について」（依命通達）（平成10年11月12日自技第215号、自審第1253号、自環第222号）を改正しました。

2. 改正概要

2-1. 協定規則の採用に伴う主な改正

「前部潜り込み防止に係る協定規則（第 93 号）」、「大型後部反射器に係る協定規則（第 70 号）」及び「前面衝突時における乗員の保護に係る協定規則（第 94 号）」の採用に伴い、当該装置を協定に基づく相互承認対象装置として、以下の4装置（3規則）を追加するため装置型式指定規則第2条、第5条及び第3号様式を改正しました。

また、装置型式指定実施要領に協定規則の内容と同様の内容の基準を追加する改正を行いました。

- (1) 前部潜り込み防止装置（協定規則第 93 号）
- (2) 前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置（協定規則第 93 号）
- (3) 大型後部反射器（協定規則第 70 号）
- (4) 前面衝突時における乗員の保護装置（第 94 号）

2-2. 協定規則の一部改正に伴う改正

「再帰反射材に係る協定規則（第 104 号）」の協定規則の改正に伴い、装置型式指定実施要領について協定規則の改正と同様の改正をしました。

3. スケジュール

公布：平成 19 年 1 月 30 日

施行：平成 19 年 4 月 1 日（協定規則の採用に伴う改正）

2 月 2 日（協定規則第 104 号の一部改正に伴う改正）